

消 防 応 第 3 9 号
令和 2 年 6 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁応急対策室長
(公 印 省 略)

被害状況等の速やかな報告について

平素より、消防防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

政府におきましては、地震、台風、大雨などにより、甚大な被害が発生した被災自治体に対して、積極的な支援に努めているところでありますが、これら支援が時機を失することなく、的確に行われるためには、災害による被害の規模やその状況を迅速に把握することが重要です。

一方、昨今の台風や大雨災害発生時において、甚大な被害により被災市町村における被害状況の把握が遅れた事例や通信障害の発生により被災市町村から都道府県への被害状況の報告が滞る事例が多数発生しております。

災害発生時における被害状況の報告に関しては、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防防第 267 号）に基づき、速やかな報告をお願いしているところですが、貴職におかれましては、特に下記についてご留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村及び消防本部に対して、速やかな報告について、改めて周知、徹底いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 被災市町村が被害状況の把握又は報告に困難を来すような状況に至った際には、都道府県から被災市町村に対して情報収集のための職員を派遣するなど、都道府県自らが積極的な情報収集に努めること。
2. 都道府県・市町村・消防本部間の通信が途絶した場合のほか、各都道府県内の消防本部において、119 番通報が不通状態となった場合や 119 番通報の入電が通常に比較して相当程度多い状態に至った場合には、その旨を直ちに報告すること。

<参考>

【災害報告取扱要領】

https://www.fdma.go.jp/laws/laws/items/h3104_houkoku_youryou.pdf

【火災・災害等即報要領】

https://www.fdma.go.jp/laws/laws/items/r0106_sokuhou_youryou.pdf

(上記、URL 参照)

(担当)

消防庁応急対策室

高橋・濱田・小川・赤荻

電話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537